

第156回

熊本県都市計画審議会議事録

令和2年（2020年）12月23日

第156回 熊本県都市計画審議会議事録

1 案件 [公開・非公開]

審議

議第1329号

《非公開》

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物処理施設の
位置の件（合志市）

報告

- ・都市計画区域マスタープランの改定について
- ・昨今の都市行政の動きについて
- ・災害からの復旧、復興について

2 審議会の日時及び場所

日時 令和2年（2020年）12月23日（水曜日） 午前10時開会

場所 ホテル熊本テルサ 3階たい樹

3 出席した委員及び幹事の氏名

（出席委員）

熊本大学教授	柿本 竜治
熊本大学名誉教授	位寄 和久
くまもと農業女性ネットワーク	大木 恵美子
熊本商工会議所女性会会長	安樂 美代子
熊本経済同友会	野々口 弘基
弁護士	森 則子
熊本大学教授	副島 顕子
熊本県議会議員	岩下 栄一
熊本県議会議員	藤川 隆夫
熊本県議会議員	増永 慎一郎
熊本県議会議員	橋口 海平
熊本県議会議員	城下 広作
熊本県議会議員	岩田 智子
熊本県市議会議長会会長・熊本市議会議長	紫垣 正仁
九州地方整備局長（代理 熊本河川国道事務所調査第二課長 藤木 厚志）	
九州農政局長（代理 農村振興部農村計画課長 渡邊 勇人）	

熊本県警察本部長（代理 交通規制課長 寺本 和宏）

（出席幹事）

道路都市局長	村上 義幸
土木部道路都市局都市計画課長	宮島 哲哉
土木部道路都市局都市計画課審議員	松田 龍朋
土木部道路都市局都市計画課主幹	菅 知一郎
土木部建築住宅局建築課長	小路永 守

4 一般の傍聴者 0名

5 議事次第

- （1） 開会
- （2） 主催者あいさつ
- （3） 委員紹介
- （4） 議事録署名者の指名
- （5） 審議会の公開・非公開について
- （6） 議案
- （7） 閉会

6 議事の経過

（1）開会

菅主幹

それではただいまより第156回熊本県都市計画審議会を開会いたします。私は本日の司会を進行をいたします県都市計画課の菅と申します。よろしくお願いたします。

開会にあたりまして、県土木部道路都市局長の村上からご挨拶を申しあげます。

（2）主催者あいさつ

村上道路都市局長

皆様、おはようございます。事務局を代表しまして一言御挨拶をさせていただきます。

本日は年末の大変お忙しい中に関わらずご出席いただきまして本当に有難うございます。

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、この審議会につき

ましては、時期的に非常に急を要する案件をしっかりと吟味して開催時期を考えていたわけなんですけど、本日約一年ぶりの開催となりました。前回の都市計画審議会は、昨年12月に開催しましたがけれども、その際は、中九州横断道路熊本大津間の都市計画決定並びに環境影響評価ということでご審議をいただいたところでございます。本日委員としてもご出席いただいておりますけれども、九州地方整備局、国土交通省さんが事業主体でございます、この事業につきましては、今月初めに本格的な測量に着手するというので、合志市において杭打ち式が開催されたところでございます。

さて今回、本日でございますけれども建築基準法に関する産業廃棄物処理施設についてのご審議をお願いすることとしております。

このほか、報告事項3件を予定しております。

限られた時間ではございますけれども、委員の皆様方には、忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

菅主幹

それでは定数の確認をいたします。本日は、委員18名のうち17名のご出席です。従いまして「熊本県都市計画審議会条例」の規定により、審議会を開催できる定員数に達しておりますことをご報告いたします。

(3) 委員紹介

菅主幹

審議に入ります前に、本審議会委員に新たに御就任いただいた方のご紹介をさせていただきます。

着座のままでお願いします。

市町村議会の代表としまして、熊本市議会議長に就任されました、紫垣委員でございます。

また、本日代理でご出席いただいている委員を御紹介させていただきます。

国土交通省九州地方整備局長村山様の代理といたしまして、九州地方整備局熊本河川国道事務所調査第二課長藤木様でございます。

農林水産省九州農政局長横井様の代理といたしまして、九州農政局農村振興部農村計画課長の渡邊様でございます。

熊本県警察本部長岸田様の代理といたしまして、熊本県警察本部交通規制課長の寺本様でございます。

その他の委員の皆様のご紹介につきましては、お手元の出席者名簿と席次表により代えさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、熊本県都市計画審議会運営規則の規定によりまして、会長が議長を

務めることとなっておりますので、位寄会長に議長をお願いいたします。

(4) 議事録署名者の指名

位寄会長

皆さんこんにちは、これから議事を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります前に、熊本県都市計画審議会運営規則に基づき、議事録署名者の指名をさせていただきますと思います。

規定により、会長が指名することになっておりますので、本日は、大木委員、それと岩田委員をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(了承)

ありがとうございます。

それでは、よろしくお願いいたします。

(5) 審議会の公開・非公開について

位寄会長

続きまして、審議会の公開に関してですが、本日の議第1329号はお手元にごございます「熊本県都市計画審議会の情報公開について」の4. 建築基準法第51条ただし書きの規定に関する議案に該当しますので、非公開ということになります。よろしくお願いいたします。

(6) 議案

審議：議第1329号

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置の件(合志市)

位寄会長

それでは早速議事に入らせていただきたいと思います。

議第1329号合志市の建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置の件について、ご審議いただきたいと思います。

事務局の方から議案の説明をお願いいたします。

松田審議員

事務局から説明させていただきます。

本日説明を担当します県都市計画課審議員の松田と言います。よろしくお願いいたします。着座での説明、失礼いたします。

前方の方にスクリーンで表示しておりますが、本日皆さん大変遠い席からご

覧いただいておりますので、スクリーンと同じものをお手元にもコピーして配布しておりますので、見えづらい場合はお手元の資料でご確認お願いいたします。

それでは議題第1329号、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置の件について、ご説明いたします。

はじめに、建築基準法第51条と都市計画の関係についてご説明いたします。

卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設については、都市の中になくってはならない重要な供給処理施設であると同時に、周辺の環境に大きく影響を及ぼすおそれがあるものですので、その配置については、都市計画上の観点から十分検討されたものでなくてはなりません。

都市計画区域内においては、その敷地の位置が都市計画決定されているか、又は、一定規模を超える産廃処理施設などについては、特定行政庁が、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が、都市計画上支障がないと認めて許可した場合でなければ、これらの施設の新築・増築・用途変更ができないことになっております。

なお、施設の種類と審議会の関係については、産業廃棄物処理施設については、県の都市計画審議会で、その他の処理施設については、各市町村の都市計画審議会で、その敷地の位置について審議することになっています。

次に、都市計画決定を行う場合と、許可を行う場合の、使い分けについてご説明いたします。

都市計画決定を行う場合は、建築物の建築を規制したり、事業者土地収用権が付与されることから、廃棄物処理計画や、都市計画区域マスタープランに位置付けられた施設、また、公益性を有する施設について、都市計画決定を行っております。

一方、許可では、民間施設等について、敷地の位置が都市計画上支障ないかを審議し、許可する、という運用をしております。

今回は、都市計画決定された施設ではないため、許可が必要となります。

次に、都市計画審議会における審議の観点でございますが、都市計画上の支障の有無につきまして、

一点目に、用途地域、及び周辺の土地利用への影響

二点目に、搬出入のための道路整備状況

三点目に、周辺環境との調和

以上、三つの観点から、本日も審議いただくこととなっております。

それでは、今回の産業廃棄物処理施設の概要についてご説明します。

位置は、合志市竹迫字中津でございます。

敷地面積は、約9,400㎡です。

施設の種類の種類は、民間の産業廃棄物処理施設で、廃プラスチック類の破砕施設になります。

付議理由は、施設を増設することにより廃プラスチック類の処理能力が 29.52 トンとなり、1 日当たりの処理能力が 5 トンを超える産業廃棄物処理施設となりますので、建築基準法第 51 条及び同法施行令に規定する「位置の制限を受ける処理施設」に該当し、その敷地の位置が都市計画上支障ないか、本審議会に付議するものでございます。

施設の位置についてご説明します。

画面中央付近に原水駅がございいますが、申請地は、原水駅から北に約 2.3km の場所にあります。

周辺には、主要な道路として国道 57 号、国道 325 号、県道大津植木線が通っており、申請地は、熊本県立技術短期大学などがある合志市道沿いになります。こちらは周辺の航空写真でございします。

申請地は、菊陽町との境界から約 700m 離れた場所に位置しています。周囲には林地と田畑が広がっており、申請地には、市道を通って、東西両側から搬入搬出されると考えます。

続きまして、敷地内の施設配置及び搬入搬出ルートについてご説明いたします。今回、廃プラスチック類の破砕処理施設を増設する計画でございします。敷地を赤枠で示しております。建築物はオレンジ色の箇所で、建屋と事務所、休憩室の 3 棟からなっています。破砕施設 2 基はいずれも建屋内に設置されます。搬入搬出については、画面下側の出入口から運び込まれた廃棄物が、計量ののち一時的に保管され、処理を行い、搬出されるとなっております。

参考としまして、破砕施設と処理工程について簡単にご説明いたします。

処理されるのは、県内の JA 経由で持ち込まれる農業用廃ビニールで、主にハウスビニールや飼料用ビニールになります。搬入後、破砕機によって破砕、そして圧縮・梱包ののちに、搬出されます。受入れ先は大分県津久見市のセメント会社で、バーナー用の燃料として再利用されます。破砕機では、投入された廃ビニールがローターの回転により破砕される仕組みです。

ではここから、対象となる産業廃棄物処理施設の立地に関してご説明いたします。

ご審議いただく、都市計画上の支障の有無につきましては、先ほどご説明したとおり、画面の 3 つの観点でございしますので、よろしく願ひいたします。

まず 1 点目の「用途地域及び周辺の土地利用への影響」について、ご説明いたします。画面上には都市計画図を示しております。右下の「用途地域 例」にありますように、着色されているところが用途地域が指定されている区域を表していますけれども、画面にありますように申請地を含む一帯は着色されておら

ず、市街化調整区域であることを示しております。

航空写真を重ねております。

県の許可基準において、近隣 300m 以内には、衛生上支障のある学校や病院などが無いことを要件としておりますが、現場は工場が 1 件あるのみでございます。最も近い住宅で 400m 以上、病院で 500m 以上、学校で 700m 以上離れております。先ほどご説明したとおり、市街化調整区域に位置しており、将来的に市街地となる可能性は低く、土地利用上支障ないと考えております。

2 点目の、「搬入搬出のための道路整備状況」についてご説明します。

写真のように片側 1 車線と歩道で整備された道路でございます。歩道は申請地と反対側にあります。幅員は約 12m の見通しのよい道路でございます。

広域で見たときの状況です。当該市道は、東西ともに県道に接続しております。西側の県道とは約 2.1km、東側の県道とは約 1.4km 離れております。交差点付近の状況を写真④、⑤にお示ししておりますが、路線全体を通して大型車の通行に関しても支障のない幅員を有しております。当該市道の利用者は、通勤等の普通車両や周辺工場の大型車両が往来しております。交通量は、午前 7 時から午後 5 時までの 10 時間で、西の竹迫中心地方面から東の県立技術短大方面に向かって約 2,400 台、その逆方向が約 900 台となっております。営業に伴う運搬車両は 1 日当たり 1 台であったものが、今回の破碎施設の増設によって 5 台程度の増加を想定しておりますが、全体の交通量と比較するとごく微少であり、一般の交通に与える影響は支障ないと考えられます。

最後に、「周辺環境との調和」についてご説明します。

破碎施設は、外壁を有した建屋内に設置されることとなっております。併せて、修景及び敷地外との遮断が図られる計画となっております。建屋の色も屋根がグレー、外壁が紺色と落ち着いた配色を予定されており、景観基準に適合する計画となっております。これらのことから、周辺環境と調和している計画となっているものと考えられます。

もう一点、参考情報として付け加えますと、県の環境部局において、廃掃法に基づく産業廃棄物施設の設置許可に係る県産業廃棄物指導要綱等に基づいて、生活環境影響評価が実施されており、騒音、振動については、影響評価がなされ、その結果支障ないと判断されております。また、令和 2 年 7 月上旬から下旬にかけて、申請地から半径 1km 範囲内にある 5 区の区長に対して説明を行ったのち、当該区の住民に対しては計画内容の回覧がなされましたが、処理施設の設置に対する反対意見はないとのことでした。なお、住民説明会ではなく回覧で対応したことにつきましては、社長自ら各区長に説明・相談した結果、新型コロナの影響も踏まえ、回覧で行うと判断されたものでございます。

以上、申請施設の立地に関する都市計画上の支障の有無について、繰り返すと

なりますが、

- ・用途地域、周辺の土地利用への影響
- ・搬出入のための道路整備状況
- ・周辺環境との調和

の3項目全てにおいて、都市計画上の支障はないと考えております。

こちらも、参考として本審議会後の手続き関係を添付しております。

建築基準法51条許可ののちは、例えば廃棄処理施設の設置許可や処理業の許可、などの関係法令に基づく手続きがなされ、計画の適否が決定されることとなります。

以上で、本議案の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

位寄会長

どうもありがとうございました。

産業廃棄物処理施設の増強ということでございます。現在、中国の方では廃棄物の輸入を止めているということもございまして、これからもこういう施設の必要性が高いと思います。

ただ今のご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

岩下委員

廃プラ破碎施設は県内あちこちにあると思いますけれども、既存の施設で何か問題が発生したということはありませんか。

それともう一つ、学校が一つ近くにありますが、通学には支障は全然ないんですね。

位寄会長

はい、事務局の方はいかがでしょうか。

小路永建築課長

幹事の建築課長の小路永と申します。

まず、廃プラの問題のあった施設があるかどうかなんですが、廃プラの施設自体は環境生活部のほうが産業廃棄物処理業と処理施設の設置許可を行っております、私どもが把握している中では、廃プラ施設で特に問題があったという事例は確認はしておりません。

また学校については、県の基準では300m以内にそういった学校とか病院とか静ひつを必要とする施設があるかどうかで判断しております、今回は700m以

上離れているということで影響はないという風に考えております。以上でございます。

岩下委員

はい、ありがとうございました。

位寄会長

よろしいでしょうか。

他に何か、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

柿本委員

おそらくそんなに影響はないと思いますが、道路状況の評価の方法についてちょっとお聞きしたいんですけど、処理能力が 3.2 トンから 29.52 トンに拡大されますよね、その時に一日当たりのトラックの台数が 1 台から 5 台とされているんですけど、上の容量と下のトラックの台数と合ってませんよね。おそらく初期の段階では 5 台で済んでも、将来的には増えてくると思うんですけど、処理能力から考えると。その辺のところは考慮しなくていいのかというのと、交通量の影響を見られるときに最後に合計とされてるんですけど、通常、交通容量を算定するときには大型車両は普通車両に換算しますよね。その辺のところはどのようにされてるのでしょうか。という 2 点でございます。

松田審議員

1 点目の、この 5 台という台数についてでございますが、今のところ最大処理能力 30 トンということでありまして、仮に 10 トントラックで換算しますと 3 台分でございます。この辺は業者さんとも聞き取りをやっておりまして、一応余裕を考慮して 5 台ということを見込んでおりますが、5 台であっても全体の交通量による割合としては 0.2 パーセント程度でございますので、支障はないかと考えております。また、これも業者さんとの聞き取りでございますが、通勤時間帯朝の 7 時から 9 時、あるいは 16 時以降の出入りはないと伺っており、こちらについても影響はないという風に考えております。

2 点目の、交通量換算の話でございますけれども、こちらについても先ほど全体量に対して 0.2 パーセント、仮に 10 倍であったとしても 1.2 パーセントですか、ということでちょっと算定はやっておりませんが、数字的には大きな影響を与えるものではないという風に認識をしておりますが、よろしいでしょうか。

柿本委員

1点目の方は、容量に対しても5台というのは、これはマックスの台数になるんですかね。

松田審議員

容量に対してはマックスなんですけど、小分けして持ってこられるとこれ以上の台数が増えるという風になりますけれども、今回は一応JAさんから一定規模での破碎したものを持ち込まれるというところでもありますし、この辺はヒアリングの結果、妥当な数字で5台で計算しております。

柿本委員

はい、わかりました。

位寄会長

よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

城下委員

先ほどの関連みたいなもんなんですけれども、農業用の廃プラは季節によって、おそらくビニールをバーンと張ってる時はそう出ないんでしょうけども、ちょうど張り替え時期、そうなると一気に大量に集中するというか、そういう月の波みたいなのが結構あるんじゃないかな思ってるんですけども、その辺は平均値なんだろうけども、実際に多いとき少ないとき落差があるんじゃないかと思うんですが、これはどうなんですか。

小路永建築課長

はい、建築課でございます。

そちらの方も、業者の方に聞き取りをしております、月で確かに、集まる時期、集まらない時期がありまして、ビニールハウスの張り替え時期に相当する7月から10月、ここが一番多いということになります。先ほどの台数については、平均的なものということで、7月、10月ぐらいが一番多い時には、15台程度になるという風に、業者の方では見積もっているところであります。

城下委員

わかりました。

説明の時には、先ほど言われたように大体5台ぐらいというイメージが、実際多い時には15台になるんだから、その月によっては若干多くなるわけだから、

それを一言説明の時には付け加えとった方が我々の認識として大事な案件だと思しますので、申し上げたいと思います。以上です。

位寄会長

ありがとうございます。

他に何か、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

他になければ、議第1329号につきましては、異議なしとしてよろしいですか。

(異議なしの声)

ありがとうございました。

ご異議が無いようですので、議第1329号につきましては、異議なしとします。

それでは、次は報告事項になります。

また事務局の方から説明をお願いします。

松田審議員

ここからは審議はいったん終わりました、報告事項を3つ説明させていただきます。

ご覧のスクリーン3つの内容についてご説明いたします。

まず1点目、都市計画区域マスタープランの改定について説明します。

まず、都市計画区域マスタープランとは、正式には、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と言います。

都市計画区域マスタープランは、概ね20年度の都市の姿を展望し、土地利用や、公共施設の整備など、都市計画における、将来の見通しや目標を定めるものでございます。

次に、画面は、都市計画制度の体系イメージを映しております。

本県では、それぞれの都市計画区域で作る、「都市計画区域マスタープラン」に先立ち、全ての都市計画区域に共通する都市づくりの方向性を示す、「熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針」を定めております。

この基本方針に即するかたちで、県が「都市計画区域マスタープラン」を、そして市町村が「市町村都市計画マスタープラン」を定めることとしております。

そして、この両マスタープランに即して、様々な都市計画を定めているところでございます。

次に、基本方針及び区域マスタープランのこれまでの策定経緯について、ご説明します。

平成12年の都市計画法改正で、区域マスタープラン策定が義務化されました。平成15年に基本方針を策定、これに即しまして、県内17の区域で区域マスタープランを一斉に策定しております。そして、平成17年～24年にかけて、市町村合併などに伴い、区域マスタープランを改定しております。

また、基本方針の策定から10年後となります、平成25年に基本方針を改訂し、区域マスタープランも熊本、本渡、牛深を改定しております。

さらに、平成28年の熊本地震を受けまして、防災の観点を充実させ、平成31年2月に基本方針の一部を改訂しました。現在は、この改訂した基本方針に即し、順次、区域マスタープラン改定作業を進めているところでございます。

こちらは、区域マスタープラン改定の流れを説明したものでございます。

それぞれの都市計画区域で、こちらの流れに沿って、改定を進めているところです。

まず灰色の部分ですが、関係行政機関での意見調整を行う『連絡調整会』、それから「学識者」や「地域の様々な分野の代表」から意見を伺う『検討委員会』の2つの会によって検討を進めているところです。併せて、青色で示しております、『住民説明会』また『公聴会』によって住民意見を反映するようにしております。このような、手続きを経て、案の取りまとめを進めております。そして作成した案について、本審議会でお諮りする予定としております。

こちらは県内17の都市計画区域を示した図で、着色した部分が都市計画区域でございます。現在、改定作業を進めている区域は「御船」「大津」「山鹿」の3つです。

また、今年度は「宇土・宇城」の都市計画区域マスタープランの改定に着手しました。

最後に、改定作業の進捗状況について説明します。

改定作業を進めている3つの区域の中で、1番先行しているものは御船都市計画区域で、第3回検討委員会まで終えているところです。手続きが順調にいけば、次回の本審議会にお諮りする予定としております。その他の区域につきましても、順次、案の取りまとめを行い、本審議会にお諮りする予定でございます。

都市計画区域マスタープランの改定についての報告は以上でございます。

続きまして、報告事項の2つ目、昨今の都市行政の動きについて、ご報告いたします。ご説明するのは、スライドにお示しした、3つの項目についてでございます。

いずれも、今年度の法律改正や、予算制度などに関する内容でございます。

まず、安全なまちづくりについて、ご説明します。

近年、全国的に頻発、激甚化している自然災害に対応するため、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じることを目的として、令和2年6月に、都市計画法、並びに都市再生特別措置法が改正されました。

改正のポイントは、スライドにお示ししております、ポイント1, 2, 3のところでございます。

このスライドの見方を説明しますと、市街化区域と、市街化調整区域の区域区分、いわゆる線引きを行っている都市計画区域のイメージ図でございます。熊本都市計画区域をイメージいただければよろしいかと思えます。

一番外側の薄い緑色の部分は、市街化調整区域でございます。

ひとつ内側の、濃い緑色の部分は、住宅や商業施設、工場などを計画的に誘導する、市街化区域でございます。

さらに内側の青色の部分は、市街化区域の中でも、コンパクトなまちづくりを進めるために、特に住民の居住を誘導する、居住誘導区域でございます。

各区域に点在する赤色の部分は、災害の危険性が特に高い、災害レッドゾーンとなります。

そして、河川に沿った黄色の部分は、河川の氾濫による危険性が高い、浸水ハザードエリアでございます。

これらの基本的な情報を念頭に入れていただき、ご説明をお聞きいただければと思っております。

それでは、法改正のポイントについて、ご説明します。

まず、ポイントの1つ目、危険な区域での開発を抑制について、災害レッドゾーンにおける開発許可に、新たな規制が追加されました。

災害レッドゾーンは一番下枠に赤で書いておりますけれども、自己の業務の用に供する施設、例えば、自社のオフィスや、スーパー、コンビニなどが、今回の法改正によって、新たに立地することはできなくなりました。

引き続き、ポイント1に関する内容ですが、11号条例の区域、いわゆる集落内開発制度が厳格化されました。

分かりづらいですが、スライドの右の欄に記載しておりますけれども、集落内開発とは、市街化調整区域のうち、県や政令市が条例で指定した区域について、住宅などの限られた用途でのみ、開発が許可される制度でございます。

本県では、既存集落の活力維持を目的として、市街化調整区域を有する、熊本市、合志市、菊陽町、嘉島町、益城町で、この制度を運用しております。

今回の法改正では、この集落内開発の区域から、災害レッドゾーンと、浸水ハザードエリアなどを除外することが明記され、運用が厳格化されました。

この法改正を受け、本県では、集落内開発制度の指定区域などの見直しに着手しました。

現在、関係する市、町と意見交換を始めたところであり、法改正が施行される令和4年4月までの見直しを目指しております。

続きまして、2つ目のポイント、安全な区域へ誘導についてご説明いたします。市町村が作成する、立地適正化計画の強化についてでございます。

立地適正化計画では、スライドの青いエリアで示したように、駅の周辺といった便利なところへ住民の居住を誘導する、居住誘導区域を定めます。

今回の法改正では、この居住誘導区域に災害レッドゾーンを含めない、つまり、危険な区域には誘導しないこととされました。

続きまして、3つ目のポイント、安全な区域へ移転を促進についてご説明します。

市町村の計画による、移転促進制度が創設されました。

災害レッドゾーンなどの危険な区域から、居住誘導区域への移転を促進するため、市町村が登記などの必要な手続きを一括して代行することで、移転へのハードルを下げる制度でございます。

続きましてテーマが変わりますけれども、魅力的なまちづくりについてご説明いたします。

官民の連携により、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を実現していこうという内容でございます。

行政が管理する街路や公園といった公共空間を改変するのに合わせまして、民間の施設やスペースを一体的に利活用する制度でございます。

例えば、これは松山市の事例でございます。片側3車線の車道を、交通量に応じて片側1車線に減らし、歩行空間を拡大するとともに、沿道施設と一体となって民間オープンテラスを設けたりして、街路空間をウォークアブル、つまり、居心地が良く、歩きたくなるまちなかを実現しているところでございます。

このような官民が一体となった取り組みが、人々の出会いや交流、活力を生み、そこで育まれるアイデアから、まちを良くするイノベーションが起これ、さらなる賑わいや活力へと繋がっていく、そのような好循環を生むことを目標としております。

国土交通省では、このような取り組みの支援として、予算措置や税金の軽減などを行っていくこととされております。

関連しまして、熊本市の取り組みを少し紹介させていただきます。

スライドは、桜町周辺の事業イメージでございます。

熊本市では、花畑広場のオープンスペース整備として、もともとは車道だったところを広場化し、隣接するサクラマチくまもとや、辛島公園などと一体的な歩

行者空間を形成する事業を進められています。

2021年の秋ごろに、完成予定とされております。

県内各地におきましても、このような魅力的なまちづくりに積極的に取り組んで頂きたいと考えております。

最後に、制度に関わるお話ですけれども、町村が行う都市計画決定における県知事同意の廃止について、ご説明いたします。

市町村が行う都市計画決定につきましては、法定手続きの中で、県知事との協議が必要です。そのうち、町、村の行う都市計画決定については、県知事の同意を得る必要がありましたが、今回の法改正で、不要となりました。このことによって、都市計画を運用する町、村の自主性、自立性がより高まっています。

本県としましては、引き続き、市町村の自主性を尊重しつつ、広域的な観点から、協議に対応していくこととしております。

以上、昨今の都市行政の動きについて、大きく3点、ご説明させていただきました。

報告事項の3つ目でございます。

災害からの復旧・復興について、ご説明します。

ご説明するのは、スライドにお示ししている2つの項目についてでございます。

まず、水災害対策とまちづくりの連携についてご説明いたします。

今年7月豪雨の際の人吉市街地の被災の状況を画面に映しております。

画面中央に球磨川が右手上流ですが、左手下流、その右岸側が浸水被害が大きかった人吉市街地となります。青く着色している箇所が浸水した範囲で、色が濃い箇所ほど深い水深で、全体で約518haが浸水しました。

このように、甚大な被害を受けた人吉市では、年度内に「復興計画」を策定することとし、現在、球磨川の治水対策の方向性と連動した復興まちづくりの検討に着手されているところでございます。

近年、こういった全国的に頻発する水害の状況を踏まえて、国におきましては、「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」を検討され、今年8月に提言としてまとめられました。提言の内容について簡単にご説明します。

この提言の全体像としては、3つポイントがありまして、順に説明してまいります。

まず、ポイント1のハザード情報の整理でございます。

画面に示しているとおり、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの複数のハザード情報を重ね合わせることで、各地域の災害リスクを見える化します。

次に、ポイント2のリスク分析でございますが、画面は、洪水浸水想定区域と

建物の階数に着目し、リスク分析を行った事例でございます。

例えば赤く囲ったエリアでございますが、1階建ての建物が多いエリアでございますが、洪水が発生した時に、垂直避難ができないことから、避難方法の検討が必要な地域であることがわかります。

次に、ポイント3の防災・減災対策でございます。

ポイント2のリスク分析をもとに、具体的な防災・減災対策について取り組みを示されております。

避難路・避難地などのハード対策と併せて、対策で防ぎきれないリスクについては、避難体制の確保などのソフト対策を実施することとされております。

また、洪水から住民の命を守るため、住宅の嵩上げや構造の工夫により、水災害リスクを軽減することが考えられます。

さらに、水災害リスクが大きい地域については、安全な地域への移転も考えられます。

この提言のもと、今後、国では具体的な考え方や手法を示すガイドラインを作成される予定となっております。

最後に、「熊本地震からの復興まちづくり」についてご報告します。

県では、創造的復興のシンボルとなるまちづくりを実現するため、益城町において県道熊本高森線の4車線化、そして木山地区の区画整理を進めております。

まず、県道の4車線化についてでございますが、下の段の枠になりますけれども、まず左手、用地買収の進捗状況としまして、現在契約率が81.3%となっております。右の枠のほうが工事でございますが、現在、1,775mの区間で着手しております。このうち、延べ705メートルの歩道部が11月末までに供用を開始しております。

次に、整備の状況について説明します。画面写真は高速道路付近となる広崎工区でございますが、県としましてはモデル地区として先行整備しております。左手の写真は被災時ですが、たいへん歩道が狭く、倒壊した建物が車道にはみ出していましたが、現在は右手写真のように、広い歩道や街路樹などの整備が完了しているところでございます。今回の整備によりまして、車や歩行者の利便性、快適性が向上するのみならず、土地利用と連携して公共空間を創出することで、新たな街並みが形成され、ひと・モノ、そして仕事のよき流れが生み出されるものと考えております。

続きまして区画整理について説明します。

造成工事着手の前提となる仮換地指定については、画面上では平面図の薄いグレーで着色した部分でございますが、11月末までに、約6割が完了したところです。進捗状況の数字につきましては、右手の枠内に記載しております。

そして、地図の黄色で囲んでいる部分が、造成工事に着手している区域でござ

います。そのうち、黒色で着色している部分が、造成工事が完了した宅地で、現在、28画地の引き渡しは完了しております。

また、この区画整理事業に関連して、仮設住宅にお住いの方々が53世帯いらっしゃいます。このうち、47世帯おかれましては仮換地指定が完了し、そのうち10世帯の宅地を引き渡したところでございます。

令和4年度末までに、53世帯全ての再建を完了していただくことを目指しております。

こちらは、宮園工区の状況写真です。画面で言いますと赤丸の部分になります。被災時の状況も一変しております。現在は、宅地造成や周辺道路整備も進んでいるところでございます。

以上が益城町の復興まちづくりの状況でございます。

これで全ての報告事項の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

位寄会長

どうもありがとうございました。

ただいまのご報告、一つは都市計画区域マスタープランの改定ということで、法改正も含めて居住地域と水災害ということもお話しいただきました。

それから、昨今の都市行政の動きについてということでは、魅力的なまちづくりということも含めて、都市の活性化、魅力の増進というところにもどのように取り組んでいこうか都市行政のあり方について少しご説明いただきました。

それから三番目は災害からの復旧、復興についてということで、我々、地震それから水害、大きな災害を受けたわけでありましてけれども、それに対してどのような形で都市行政として取り組んでいこうかという話をいただいたと思います。

ただいまのご報告につきまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

城下委員

14ページを見てもらっていいですか。今回6月に法改正があつて、危険なところには人を誘導しない、不動産関係などもこういう土地を売る時は相手に説明しないとイケないという決まりができて大変いいことだと思います。ただ、これで今後のところは、ある程度周知ができて危険なところを避けるような形でまちづくりがなると思うんですけど、今までは法が施行されていないので、当然たくさんあるんですよ、そういう方々、今だったら本当は適用できる範囲なんだけれども、危ないから簡単には移動しろと言えないんだけど、こういう人たちにそういった状況を言っていかなければいけないと思うんだけど、そこ

ら辺の対応、既存の危険な箇所におられる人たちに対する対応というのはどういう風に考えていくのかなど、周知とか。今後どうして説明するのか考え方を一つ。

もう一点は益城町の4車線ですけど、モデル地域で街路樹の設置をされました。街路樹といえば、いわゆる私の考えでは高木、ケヤキとかクスノキとか、ああいうのをまたやると維持管理、そして見通しが悪くなるということで、4車線化では街路樹どう考えているのかを確認させていただきたい。

松田審議員

一点目の、安全なまちづくりに対してのご質問ですが、まずはやっぱりハザードマップ等の危険度等をしっかり情報を周知していく。住民の方々が今現在お住まいのところがどういったリスクがあるのか、リスクがどれだけ高いのか、そういった情報をしっかり提示していくことが重要と考えております。一方で、危険な場所でありながらも住み続けざるを得ない方々もいらっしゃいます。今回の法改正では、必ずしも危険なところには住んではいけないといったものではなくて、住み続けざるを得ない方々に対しても、まずはハード対策をしっかりと行い、ハード対策でカバーできないところはソフト対策、避難路、避難地整備あるいはまあハード整備ですけれども、そういったことに加えて最初にご説明した、リスクの情報、リスクの度合い、リスクの種類、そういった情報をしっかり提供して、まずは避難体制を構築するといったことが謳われております。こういった、まだまだぼんやりとしたお話でございますが、国のガイドラインを受けて、市町村と一緒にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

それから二点目の、益城の4車線の街路樹でございますが、従来より高木につきましましては、委員のおっしゃる通り、通常管理あるいは視界の問題ですね、そういったところもございまして、高木ではなく中木あるいは低木の植樹が一般的にはなっております。そういったところで、益城町の4車線化の取り組みではですね、どういった高さあるいは樹種が住民に望まれる樹木かということで、学識の方と一緒にですね、樹木の選定も含めて、かなりきめ細やかに対応していただいております。全体的に中木が多くなっておりますが、要所としてシンボルとなる高木等もですね、何か所は必要かなと感じているところですが、今回の4車線化につきましましては住民の方々、あるいは専門家の方々とモデル地区にあるようにですね、かなり丁寧なご意見を賜りながらそれを反映した取り組みとされているところでございます。

城下委員

ちなみに益城町のモデル地域になっているところの樹木は何ですか。

松田審議員

サルスベリです。

城下委員

だったらそんなに大きくなるわけですね。たくさん葉はあるけど。

松田審議員

基本は中木を選んでおります。

城下委員

東バイパスも第二空港線もクスノキがワンワン生えて、最近は間引きをしてるでしょ。維持管理がかかったりとか、それとトラックが頭に当たるような感じで、あんまり生え過ぎると葉っぱが切れない状況も一年に何回もあったり。そもそもそれがどうなのかなど、意見もあったり、非常に維持管理とか景観とか、周りに緑が多いところにあえて木をたくさん植えて、どうなのかなという話、町のイメージと合った樹木というのものもあるでしょうし、その辺は専門家と益城はいろいろと考えているところだと思いますので、モデルになるような場所がございますので、しっかり樹木も、たかが樹木じゃなくて非常にまちづくりのイメージに大きく影響を受けると思いますので、しっかり検討していただければという風に思います。

位寄会長

ありがとうございました。他に。

岩下委員

浸水ゾーンですけれども、白川の河川整備は国土交通省が鋭意やっておられますね。流域住民の一人として大変ありがたく感謝申し上げます。

そこでちょっと気になることを聞きました、球磨人吉ほどの雨量だったら白川もですね氾濫して、かつての626水害の再来がないとも限らんという学識経験者の発言がテレビであっておりました。その点どんなかなと思ってお尋ねしました。藤木さんですかね国土交通省の。

松田審議員

事務局の方からお伝えさせていただきます。

河川の整備につきましては、整備方針が示されている河川とそうでない河川とございますが、例えば白川については河川整備方針とそれに合わせた段階的

に整備する河川整備計画が示されておりまして、今回、平成24年の水害を受けまして、まず第一段階目の整備計画に則った整備を概ね完了しているところでございます。今取り組んでいるのは次のステップですね。より大きな水を流そうとする第二段の河川整備計画の策定が終わりまして、次のステップとして例えば白川の市街地の部分については、川幅を広げないで川の底を掘るステップに移行されております。熊大付近のおぜき橋から上流が県の管理になりますが、県の管理区間につきましても、基本、河川を掘削することをベースに、上流側に橋梁を架け替えたり、あるいは阿蘇地域になりますと黒川という川が走っておりますけれども、川幅を広げたり、堤防を強化するというような、次の段階に整備が進められているところでございます。そういった段階的に整備は進めていってはおりますが、例えば100年、200年、300年確率での雨というのは、やはり今の整備では追い付いていっておりませんので、どうしても川から溢れる水が発生するというようになっております。そういったところのリスクがありますので、今回の法改正にも示してあるように、どれほどの確率の雨が降った場合にどれだけのリスクがあるのかというものを住民に提供することで、そういったハード対策で間に合わない部分については、ソフト対策あるいは体制を強化するというところでやっていくというのが今の対応になっております。

岩下委員

ありがとうございました。

私はですね、年が年なもんだから626水害、昭和28年ですかね、恐ろしさを覚えているんですよ。球磨人吉でもそうなんだけど、水の勢いていうものはものすごく怖いからですね、ぜひ流域住民が安心できるようによろしく願いしときます。

位寄会長

ありがとうございました。

他に何か、ご質問はございますか。

柿本委員

最初にご報告があった、都市計画区域マスタープランについてですけれども、都市計画区域マスタープランは区域の中で共通した都市計画を遂行していこうという意味で作られているんですけれども、例えば熊本都市計画区域だと熊本市と周辺市町村が入ってるんですよ。よく見ていくと市と周辺では少しずついろんな制度の運用の仕方が違うところがございますよね。例えば途中で説明のあった集落内開発制度についても、運用方針がちょっと熊本市と周辺市町村

で違うとか。熊本市は政令市で他は違うとか。将来的にこういう区域の組み方というのは変更されていくというのはあり得るんですかね。

松田審議員

都市計画区域の設定としましては、今ご指摘ありましたように、例えば熊本都市計画区域というのは、熊本市、合志市、菊陽町、益城町、嘉島町、2市3町から成り立っております。行政が5つございます。区域マスタープランで、全体の例えば熊本都市計画区域でしたら方向性、統一した向かうべき思考を示したうえで、その次のステップで各市町が作られる都市計画マスタープランがございますが、そちらの方できめ細やかに対応方針を示されることとなっております。それを示されたのちに、それぞれ行政区が違いますので、さらにその行政区に見合ったまちづくりを目指されるというのが都市計画の流れでございます。都市計画の主体、基本は市町村でございます。県は概ねの方向性を示したり、広域的な観点で決定すべき事項に限られておまして、そういった意味では、市町村マスタープランで示されて各自治体がそれぞれのまちに見合った特徴ある都市計画を進められているのが考えでございます。それで、ご質問の都市計画区域のあり方については、専門的な話になりますが、我々5年毎に基礎調査というものをやっております。各自治体がどう変化しているか、各自治体同士の結びつきがどう強くなっているのか、あるいは薄まっているのか、数字で分析・解析する調査を5年毎にやっております。例えばですが、結びつきが強い自治体が、数字で表れてくるようであれば、まずは都市計画区域のあり方というものを議論していくこともあり得るかと考えております。今のところはですね、そういったところはあんまり見えてきておりませんし、今ある17の都市計画区域毎にまちづくりの方針を考えているところでございます。

柿本委員

ありがとうございます。

ただ、熊本都市計画区域の東側の菊陽町とかあって、その先にある大津町はまた別の都市計画区域になりますけれども、その辺で結構一体化してるような感じで開発とかも進んできていますよね。交通面も含めてですね。東側は東側とかという考え方はないんですか。

松田審議員

例えば、道路づくりであったり、先ほどの河川ですね。そういったインフラ整備に関しては、それぞれの今おっしゃったような関係する自治体で一緒になって、どうあるべきかという議論を進めているところで、その状況に応じて、実際

は進めているところです。

一方で、都市計画区域はどうあるべきかというのも必要かもしれませんが、それを否定するわけではございませんで、繰り返しになりますが我々がやっている5年おきの基礎調査です、考えるテーブルです、都市計画区域のあり方というのは、今後もしっかり分析していきたいと考えております。

柿本委員

はい、わかりました。

位寄会長

よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

他に何か、ご質問等ございますか。

特にないようでしたら、報告はこれで締めさせていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

以上で、議案の審議が終了いたしました。

委員の皆様には、審議会の円滑な運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは事務局の方にお返しさせていただきます。

(7) 閉会

宮島課長

委員の皆様、長時間にわたるご審議ありがとうございました。

本日の審議結果に基づきまして、県の方では必要な手続きの方を進めてさせていただきます。

それでは、これをもちまして、第156回熊本県都市計画審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

【午前11時00分閉会】

本書のとおり相違ありませんので、熊本県都市計画審議会運営規則第12条第3項の規定によりここに署名します。

令和3年1月12日

議事録署名者

熊本県都市計画審議会委員 大木 恵美子  印

本書のとおり相違ありませんので、熊本県都市計画審議会運営規則第12条第3項の規定によりここに署名します。

令和3
2021年 1月 10日

議事録署名者

熊本県都市計画審議会委員 岩田智子

